

### 参考 3

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ イ (略)	イ イ (略)	イ イ (略)
<p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(+) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>a ↘ e</p> <p>f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上</p> <p>i・ii (略)</p> <p>iii 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等</p>	<p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(+) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>a ↘ e</p> <p>f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上</p> <p>i・ii (略)</p> <p>iii 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等</p>	<p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(+) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <p>a ↘ e</p> <p>f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上</p> <p>i・ii (略)</p> <p>iii 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等</p>

「――」を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

(1) (5) (略)

(2)  
〔(2)・(3) iv (略)〕  
(略)

(1) (5) (略)

ハ  
夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

(2)  
〔(2)・(3) iv (略)〕  
(略)

(1) (5) (略)

ハ  
夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)  
又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)  
又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)  
又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

「――」を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (5) (略)

(2)  
〔(2)・(3) iv (略)〕  
(略)

(1) (5) (略)

ハ  
夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

ハ  
夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)  
又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)  
又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

数に十分の六を加えた数（口(1)－f の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数）

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (4) (略)

(2)  
夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

(2)  
夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
（略）  
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)  
又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。  
b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)  
又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数

数に十分の六を加えた数（口(1)－f の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数）

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (4) (略)

(2)  
夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

(2)  
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)  
又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。  
b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)  
又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数

数に十分の六を加えた数

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (4) (略)

(3) (4) (略)

## 二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上(次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、一・六以上)であること。ただし、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下この号において「利用者等の数」という。)が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一

a 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所

数に十分の六を加えた数

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) (4) (略)

(3) (4) (略)

## 二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上(指定短

期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下この号において「利用者等の数」という。)が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上)であること。

(新設)

療養介護事業所の利用者の数以上設置していること。

b | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

c | 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、委員会（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会をいう。）において同じ。）において、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

i | 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

ii | 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  
夜勤時間帯における緊急時の体制整備

iii | 夜勤時間帯における緊急時の体制整備

iv | 見守り機器等の定期的な点検

v | 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

（略）

(二) (二)

a | 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上（次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、一・六以上）であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、一以上であること。

i | 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所療養介護事業所の利用者の数以上設置していること

（新設）

（新設）

（略）

(二) (二)

a | 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であること。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては、一以上でよいこと。

（新設）

ii| 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

(新設)

iii| 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、委員会において、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

(新設)

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(略)

b  
員研修

d

(3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備  
見守り機器等の定期的な点検

b  
員研修

d

(2)  
・  
(3)  
(略)

ロ・ハ  
(略)

b  
員研修  
d  
(略)

ロ・ハ  
(略)

三 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「地域密着型サービス基準」という。）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する

者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する共同生活を當むべき住居をいう。）ごとに一共同生活を當むべき住居をいう。）ごとに一以上であること。ただし、同令第九十条第一項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以

いては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

**四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**

イ・ロ (略)

ハ 夜勤職員配置加算(1)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算1(II)  
イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(III)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (第一号ロ(1)-fの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)

上であること。

**四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**

イ・ロ (略)

ハ 夜勤職員配置加算(I)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算1(II)  
イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(III)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i (略)

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数 (第一号ロ(1)-fの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)

- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- 夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- 夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(第一号口(1)～fの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合に

- i・ii (略)
- iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- 夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (2) (3) (2)
- (1) (4) (略)
- (略)
- 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。
- a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- i (略)
- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(第一号口(1)～fの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合に

あつては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(4) (8)  
(略)

(1) (4)  
(略)

## 五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

(4) (8)  
(略)

ロ 夜勤職員配置加算(1)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(II)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(III)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (二) (略)

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。  
a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

あつては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数)

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(4) (8)  
(略)

(1) (4)  
(略)

## 五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

(4) (8)  
(略)

ロ 夜勤職員配置加算(1)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(II)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(III)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(IV)イ若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (二) (略)

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。  
a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

- ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われてること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数（第一号口(1)-(f)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の人を加えた数）

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(3) (2)

(略)

(1) (4) (略)

(3) (2)

夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)・(二) (略)

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数

- ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会（略）

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数（第一号口(1)-(1)f の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数）

i・ii （略）

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の中間職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(3) (2)

(略)

(1) (4) （略）

夜勤職員配置加算(II)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) (2)

(略)

(3) (2)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、当該 a 又は b に定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数

に十分の九を加えた数

i (略)

ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数

に十分の六を加えた数

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

七 六  
削除 (4)  
(略) (8)  
(略) (1)  
(4) (略)

に十分の九を加えた数

i (略)

ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数

に十分の六を加えた数

i・ii (略)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

七 六  
指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(4) (8)  
(略) (1)  
(4) (略)

イ 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
第二号口(1)の規定を準用する。

七の二～十

(略)

七の二～十

(略)

口 ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号口(2)の規定を準用する。

ハ 夜間勤務等看護(I)から(IV)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号口(3)の規定を準用する。